

裁定制度の運用要領の新旧対照表

裁定制度の運用要領（改正案）	裁定制度の運用要領（現行）
裁定制度の運用要領 昭和 50 年 12 月 1 日 決定 平成 9 年 4 月 24 日 改正 令和 7 年●月●日 改正 2 0 2 5 ●●●●●特許● <u>特許庁</u>	裁定制度の運用要領 昭和 50 年 12 月 1 日 決定 平成 9 年 4 月 24 日 改正
1. 手続 (1) 特許法の場合 ① <u>裁定を請求する者（以下「請求人」という。）から裁定請求書の提出があつたときは、特許庁は受付手続を経た上で速やかに公報掲載の手続を行うとともに、方式審査を行う。</u> ② <u>裁定請求書が方式違背であるとき又は所定の手数料が納付されていないときは、特許庁長官は請求人に補正を命じる。（手続補正書の提出期間は、30 日を指定する。なお、当該期間は、請求により又は職権で延長することができる。）</u> ③ <u>指定期間内に補正がされないときは、特許庁長官は裁定請求手続を却下する。</u>	1. 手続 (1) 特許法の場合 ① 裁定請求書の提出があつたときは、受付手続を経たうえですみやかに予告登録及び公報掲載の手続を行うとともに、方式審査を行う。 ② 裁定請求書が方式違背であるとき又は所定の手数料が納付されていないときは、補正を命じる。（手続補正書の提出期間は、相当の期間を指定する。） ③ 指定期間内に補正がされないときは、裁定請求手続を無効にするとともに、所要の登録手続及び公報掲載の手続を行う。

裁定制度の運用要領（改正案）	裁定制度の運用要領（現行）
④ 裁定請求書が方式に適合し、かつ、所定の手数料が納付されているときは、<u>特許庁長官又は経済産業大臣は速やかにその裁定請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その請求に係る特許に関し登録した権利を有する者に送達し、答弁書の提出を求める。（国内居住者の場合、特許に関しては 60 日、実用新案に関しては 30 日、意匠に関しては 40 日を指定する。在外者の場合、特許及び意匠に関しては 3 月、実用新案に関しては 60 日を指定する。ただし、代理人だけで答弁書を作成することができると認めるときは、国内居住者と同等の期間とする。なお、当該期間は、請求により又は職権で延長することができる。）</u> ⑤ 指定期間内に答弁書が提出されたときは、<u>特許庁は指定期間経過後速やかにその答弁書の副本を請求人に送付する。指定期間内に特許法第 84 条の 2 に基づく通常実施権者の意見（以下、「意見書」という。）が提出されたときは、特許庁は指定期間経過後速やかにその意見書の副本を請求人に送付する。</u> ⑥ 指定期間内に被請求人から特許法第 92 条第 4 項の裁定の請求があつたときは、その請求について速やかに①から⑤までの手続を進める。 ⑦ <u>特許庁長官は、必要に応じ、当事者に対し、裁定の請求の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求める。特許庁は、必要に応じ、通常実施権者及び参考人（利害関係人、専門家等）の意見を聴取する。</u> ⑧ <u>経済産業大臣又は特許庁長官は、工業所有権審議会に裁定の請求に係る意見を求める（諮問する）。工業所有権審議会議長は、当該諮問に関する審議を、発明実施部会へ付託する。必要に応じ、当該諮問に関する調査・審議を行うべき委員（臨時委員又は専門委員を含む。以下同じ。）は、特許庁長官が任命する。また、部会に属すべき委員は、工業所有権審議会議長が指名する。</u>	④ 裁定請求書が方式に適合し、かつ、所定の手数料が納付されているときは、すみやかにその裁定請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その請求に係る特許に関し登録した権利を有する者に送達し、答弁書の提出を求める。（答弁書の提出期間は、内国の場合は 40 日、外国の場合は 3 月を指定する。） ⑤ 指定期間内に答弁書が提出されたときは、指定期間経過後すみやかにその答弁書の副本を請求人に送付する。 ⑥ 指定期間内に被請求人から特許法第 92 条第 4 項の裁定の請求があつたときは、その請求についてすみやかに①から⑤までの手続を進める。 （新設） （新設）（改正案は現行の⑨に対応）

裁定制度の運用要領（改正案）	裁定制度の運用要領（現行）
⑨ <u>裁定請求書（特許法第 92 条第 4 項の裁定の請求があつた場合は、その裁定請求書を含む。以下同じ。）並びに答弁書及び意見書（指定期間内に提出された場合に限る。）の写しを、工業所有権審議会の庶務を処理する事務局（以下「審議会事務局」という。）は指定期間経過後速やかに発明実施部会の委員に送付するとともに、同部会長に諮つてその請求に関する発明実施部会の開催の日時を決定し、各委員に通知する。</u> ⑩ <u>⑨の通知により開催される発明実施部会は、審議会事務局に事件の概要を説明させるとともに、必要に応じ請求人、被請求人、その請求に係る特許等に関し登録した権利を有する者及びその特許等に関し通常実施権を有する者に意見を陳述する機会を与えた上で、次の(i)ないし(iii)も踏まえつつ、審議を行う。</u> <u>(i) 発明実施部会は、答申案についての意見をまとめるため、必要に応じ参考人（利害関係人、専門家等）の意見を聴取する。</u> <u>(ii) 発明実施部会は、意見が⑨の通知により開催される会合でまとまらなかったときは、速やかに次の会合を開催する。</u> <u>(iii) 工業所有権審議会は、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力（専門家の紹介、関連する法令の確認等）を求める。</u> <u>(削除)</u> ⑪ <u>⑩の発明実施部会の審議を踏まえ、審議会事務局は当該諮問に係る答申案を原則として⑩の発明実施部会の終了後 20 日以内に作成するとともに、その答申案を審議すべき発明実施部会の開催の日時を同部会長に諮つて決定し、その答申案を添えて各委員に通知する。発明実施部会は答申案には審議の経過も含めるよう努める。</u>	⑦ 指定期間内に答弁書（特許法第 9 2 条第 4 項の裁定の請求があつた場合は、その答弁書を含む。以下同じ。）が提出された場合は裁定請求書（特許法第 9 2 条第 4 項の裁定の請求があつた場合は、その裁定請求書を含む。以下同じ。）及び答弁書の写しを、指定期間内に答弁書が提出されなかつた場合は裁定請求書の写しを、それぞれ指定期間経過後すみやかに発明実施部会の委員に送付するとともに、同部会長に諮つてその請求に関する発明実施部会の開催の日時を決定し、各委員に通知する。 ⑧ ⑦の通知により開催される発明実施部会においては、事件の概要を説明するとともに、必要に応じ請求人、被請求人その他その請求に係る特許に関し登録した権利を有する者に意見を陳述する機会を与えたうえで、審議を行う。 （新設）（改正案は現行の⑪に対応） （新設）（改正案は現行の⑫に対応） （新設） ⑨ 発明実施部会長は、必要に応じ、その事件に関する調査を行うべき委員（臨時委員又は専門委員を含む。）を指名する。 ⑩ ⑧の発明実施部会の審議を踏まえ、⑨により指名された委員と協議して、その事件に係る裁定案を原則として⑧の発明実施部会の終了後 20 日以内に作成するとともに、その裁定案を審議すべき発明実施部会の開催の日時を同部会長に諮つて決定し、その裁定案を添えて各委員に通知する。

裁定制度の運用要領（改正案）	裁定制度の運用要領（現行）
⑫ <u>発明実施部会は、意見がまとまり、答申案をとりまとめたときは、工業所有権審議会長に報告する。審議会事務局は、その答申案を審議すべき工業所有権審議会総会（以下「総会」という。）の開催の日時を同会長に諮って決定し、その答申案を添えて総会の各委員に通知する。</u> ⑬ <u>総会は、答申案についての意見がまとまり、答申をとりまとめたときは、工業所有権審議会の意見として答申を経済産業大臣又は特許庁長官に提出する。</u> ⑭ <u>経済産業大臣又は特許庁長官は、工業所有権審議会の意見を尊重して速やかに裁定をするとともに、裁定の謄本を当事者、当事者以外の者であつてその特許等に関し登録した権利を有する者及びその特許等に関し特許法第84条の2の規定により意見を述べた通常実施権を有する者に送達する。</u> ⑮ <u>特許庁は、裁定の謄本が送達されたときは、速やかに所要の公報掲載の процедуруを行う。</u> ⑯ <u>利害関係人から裁定取消請求書の提出があつたときは、①から⑮までに定めるところに準じる。</u> (2) 実用新案法及び意匠法の場合 特許法の場合に準じる。 2. 要件 (1) 特許法の場合	⑪ 発明実施部会は、裁定案についての意見をまとめるため、必要に応じ参考人の意見を聴取する。 ⑫ 発明実施部会の意見が⑩の通知により開催される会合でまとまらなかったときは、すみやかに次の会合を開催する。 ⑬ 工業所有権審議会の意見が提出されたときは、経済産業大臣又は特許庁長官は、その意見を尊重してすみやかに裁定をするとともに、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するものに送達する。 ⑭ 裁定の謄本が送達されたときは、すみやかに所要の登録手続及び公報掲載の процедуруを行う。 ⑮ 裁定取消請求書の提出があつたときは、①から⑭までに定めるところに準じる。 (2) 実用新案法及び意匠法の場合 特許法の場合に準じる。 2. 要件 (1) 特許法の場合

裁定制度の運用要領（改正案）	裁定制度の運用要領（現行）
① <u>特許法第 83 条第 2 項、第 92 条第 3 項及び第 4 項並びに第 93 条第 2 項において、「協議が成立せず」とは、協議をしたにもかかわらず成立しなかった場合をいい、「協議をすることができないとき」とは、許諾を得る目的で話し合いを求めたが権利者側に協議をする意思がない場合等をいうと解される。このような場合の具体的事例としては、当事者同士の直接の協議の不成立の他に、その後の裁定の請求を前提とした代替的な紛争解決手続（ADR）を利用したが和解に至らなかった場合等が考えられる。</u> <u>（参考）知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 31 条(b) 第 1 文</u> <u>他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。</u> ② <u>特許法第 83 条第 1 項において「実施が適当にされていない」とは、需要に対し極めて小規模で名目的な実施に過ぎないと認められる場合等が原則としてこれに該当すると解される。同法第 90 条第 1 項における「適当にその特許発明の実施をしないとき」についても、同様に解される。</u> ③ <u>特許法第 85 条第 2 項において「特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるとき」とは、諸般の事情を総合的に勘案して判断するものとするが、その主要な事例としては、その特許発明の実施に必要な設備等が災害その他被請求人等の責に帰すことができない事情によつて整備することができないためその特許発明の実施ができない場合、その特許発明の実施に必要な許認可手続が被請求人の責に帰すことができない事情によつて遅延しているためその特許発明の実施ができない場合等が考えられる。</u>	（新設） ① 特許法第 83 条第 1 項において「実施が適当にされていない」とは、需要に対し極めて小規模で名目的な実施に過ぎないと認められる場合、単に輸入をしているだけで国内では生産をしていない場合等が原則としてこれに該当すると解される。同法第 90 条第 1 項における「適当にその特許発明の実施をしないとき」についても、同様に解される。 ② 特許法第 85 条第 2 項において「特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるとき」とは、諸般の事情を総合的に勘案して判断するものとするが、その主要な事例としては、その特許発明の実施に必要な設備等が災害その他被請求人等の責に帰すことができない事情によつて整備することができないためその特許発明の実施ができない場合、その特許発明の実施に必要な許認可手続が被請求人の責に帰すことができない事情によつて遅延しているためその特許発明の実施ができない場合等が考えられる。

裁定制度の運用要領（改正案）	裁定制度の運用要領（現行）
④ 特許法第 <u>92</u> 条第 1 項において「第 <u>72</u> 条の規定に該当するとき」とは、他人の特許発明等の実施をしなければ自己の特許発明の実施をすることができないときと解され、たとえば先願の物質特許と後願の製法特許若しくは用途特許、又は選択発明の特許はこの要件に該当すると解される。 ⑤ 特許法第 <u>92</u> 条第 5 項において「第 <u>72</u> 条の他人又は特許権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるとき」とは、先願の特許発明等及び後願の特許発明等の内容、当事者の資力、経営状態等を総合的に勘案して判断するものとするが、通常実施権の設定により事業の継続が困難になるなど被請求人の利益が著しく害される場合等は、原則としてこれに該当すると解される。 ⑥ 特許法第 <u>93</u> 条第 1 項における「公共の利益のため特に必要であるとき」の主要な事例としては、次に掲げる場合等が考えられる。 (i) 国民の生命、財産の保全、公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合。 (ii) 当該特許発明の通常実施権の許諾をしないことにより当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合。	③ 特許法第 9 2 条第 1 項において「第 7 2 条の規定に該当するとき」とは、他人の特許発明等の実施をしなければ自己の特許発明の実施をすることができないときと解され、たとえば先願の物質特許と後願の製法特許若しくは用途特許、又は選択発明の特許はこの要件に該当すると解される。 ④ 特許法第 9 2 条第 5 項において「第 7 2 条の他人又は特許権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるとき」とは、先願の特許発明等及び後願の特許発明等の内容、当事者の資力、経営状態等を総合的に勘案して判断するものとするが、通常実施権の設定により事業の継続が困難になるなど被請求人の利益が著しく害される場合等は、原則としてこれに該当すると解される。 ⑤ 特許法第 9 3 条第 1 項における「公共の利益のため特に必要であるとき」の主要な事例としては、次に掲げる場合等が考えられる。 (i) 国民の生命、財産の保全、公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合。 (ii) 当該特許発明の通常実施権の許諾をしないことにより当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合。

裁定制度の運用要領（改正案）	裁定制度の運用要領（現行）
⑦ <u>公共の利益のため「特に必要である」か否かを検討するにあたっては、例えば以下の事項を考慮することが考えられる。</u> <u>(i) 特許権者等によっては十分に満たされない需要に対応する必要があること。</u> <u>(ii) 同等の公共の利益を速やかかつ適切に確保できる代替技術が存在しないこと。</u> <u>(iii) 請求人が裁定の請求に係る特許発明を利用した事業を速やかかつ適切に実施でき、公共の利益を確保できること。（なお、特許発明を利用した事業の実施が他の法令等に基づく許認可等の対象であり、審議時の技術的な水準に照らして、当該他の法令等上必要となる行政機関の許認可等の要件に関する明白な疑義が認められる場合は、これに該当しない。）</u> <u>(iv) 裁定が被請求人に与える影響を考慮してもなお公共の利益を確保すべきであること。</u> (2) 実用新案法及び意匠法の場合 特許法の場合に準じる。 3. その他 <u>特許法第 90 条第 1 項により、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなったとき、職権で裁定を取消することができる。このため、経済産業大臣又は特許庁長官は、裁定による通常実施権を用いる事業の進捗及び実施の状況等に関する情報を適時報告することや公開することを、請求人に求めることが考えられる。実用新案法及び意匠法の場合も、これに準じる。</u> 裁定にあたっては、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定その他の国際約束にしたがって行う。	(新設) (2) 実用新案法及び意匠法の場合 特許法の場合に準じる。 3. その他 (新設) 裁定にあたっては、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定その他の国際約束にしたがって行う。